

# 岐阜県公報

第 百 十 九 号  
令 和 二 年 七 月 十 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課) 三八三
指定医療機関の廃止の届出	(同) 三八四
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 三八四
医療機関の指定辞退	(同) 三八五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 三八六
指定介護機関の廃止の届出	(同) 三八七
指定介護機関の名称の変更の届出	(同) 三八七
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同) 三八八
指定施術機関の所在地の変更の届出	(同) 三八八
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 三八八
訓 令 甲	
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課) 三八九
公 示	
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地整備課) 三八九

## 告 示

岐阜県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トイカイ薬局 中津川店	中津川市 中一色町三二二六	令和二・二・二八
トイカイ薬局 中津川市民病院前店	中津川市 駒場字西山一六六六一五二	同
トイカイ薬局 中津川本町店	中津川市 本町四丁目二番二〇号	同
トイカイ薬局 メディカルソーン 瑞浪店	瑞浪市 益見町一丁目二二六番地	同
トイカイ薬局 土岐店	土岐市 妻木町大沼一六五八三	同

トーカイ薬局 安八店	安八郡安八町南今ヶ淵字中筋四二九二	同	
トーカイ薬局 各務原西店	各務原市那加西市場町四丁目一	同	
伊 佐 治 医 院	加茂郡八百津町伊岐津志一五一八番地	令和 二・三・一	
アトム調剤薬局	加茂郡八百津町伊岐津志字下寺田一五一三番地	令和 二・三・二	
ファミリアクリニク	下呂市森二二七三番地	令和 二・四・一	
ふるた内科クリニク	美濃市藤生字浅野一四三番地五	令和 二・五・一	
虹いろ在宅ケアクリニク	恵那市大井町字舟山一三三四番地八二	同	
プラス薬局 鶴沼店	各務原市鶴沼羽場町二丁目二二番地一	同	
中津川市国民健康保険 阿木診療所	中津川市阿木二七番地の一	令和 二・五・七	
安藤内科おなかクリニク	羽島郡岐南町上印食五丁目五五	令和 二・四・一	
いしぐるクリニク	土岐市泉町久尻五一六一七	同	
恵那山のぎつね診療所	中津川市駒場一四九三番地の一四	同	
伊 藤 医 院	本巣郡北方町北方字戸羽町一六三六番	同	
ユニファーマシー土岐 いずみ薬局	土岐市泉町久尻四八〇番地二五	同	
クスリのアオキ竹鼻薬局	羽島市竹鼻町狐穴一三二二番地	同	
V・drug 岐南上印食薬局	羽島郡岐南町上印食五丁目五三番二	同	
ペンギン薬局 高富本町店	山県市高富一七七八番地八	同	
はなまる薬局 笠原店	多治見市笠原町一九六六 四	同	
井桁屋えきまえ薬局	下呂市金山町大船渡五一八一四	同	

貴船薬局 坂戸店 可児市坂戸八一八 同  
 ダイケイ薬局 可児市広見二丁目一八一 同

岐阜県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 指 定 年 月 日

スマイルナーシング株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目二番三号 訪問看護スマイルナーシング美濃加茂 美濃加茂市加茂野町加茂野八二一番地二 令和 二・四・一

株式会社ファーストナース 東京都港区新橋二丁目一二番一六号 訪問看護ステーションあやめ穂 瑞穂市生津内宮町一丁目六四一 令和 二・五・一

株式会社Kin 各務原市つつじが丘五丁目六一番地 訪問看護ステーションgood 各務原市緑苑南二丁目一五番地 同

岐阜県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
トイカイ薬局 中津川店	中津川市一色町三二六	令和二・二・二七
トイカイ薬局 中津川市民病院前店	中津川市駒場字西山一六六六一五二	同
トイカイ薬局 中津川本町店	中津川市本町四丁目二番二〇号	同
トイカイ薬局 メディカルゾーン瑞浪店	瑞浪市益見町一丁目二二六番地	同
トイカイ薬局 土岐店	土岐市妻木町大沼一六五八三	同
トイカイ薬局 安八店	安八郡安八町南今ヶ淵字中筋四二九二	同
トイカイ薬局 各務原西店	各務原市那加西市場町四丁目一	同
伊 佐 治 医 院	加茂郡八百津町八百津三九二六番地	令和二・二・二九
長 良 齒 科 医 院	各務原市尾崎西町五丁目七三番地	同
アピタ大垣薬局	大垣市林町六八〇二二	令和二・二・一
アトム調剤薬局 黒瀬店	加茂郡八百津町八百津三九二三一四	令和二・三・一
ひだ 神 経 科	高山市西之一色町二丁目二〇番地の三	令和二・四・二〇
宝寿クリニック	本巣市文殊一一五番地七五	令和二・四・二八

虹いろ在宅ケアクリニク 恵那市大井町一一三四番地八一 令和二・四・三〇

石 黒 齒 科 各務原市鷺沼三ツ池町三三三七二 令和二・五・一

ヒロミ薬局 広見店 可児市広見一五六二一 令和二・三・三一

中津川市国民健康保険阿木診療所 中津川市阿木二一九番地の一 令和二・五・六

祖父江内科胃腸科クリニックス 美濃加茂市太田町二七二七一 令和二・一・一七

古 瀬 医 院 中津川市駒場一四九三番地の一四 令和二・三・三一

伊 藤 医 院 本巣郡北方町北方字戸羽町一六三六番 同

富 永 齒 科 医 院 下呂市萩原町萩原二二五三三 同

阪神調剤薬局 北方店 本巣郡北方町北方二二八六五 同

株式会社 ナカヤ薬局 各務原市那加桜町二二九五一 同

貴船薬局 坂戸店 可児市坂戸八一八 令和二・二・二七

有限会社ダイケイ薬局 可児市広見一丁目一八一 令和二・三・三一

岐阜県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

新	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター 東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六番地一	令和 二・ 四・ 一
旧	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院		
新	森本内科・皮ふ科	羽島郡笠松町奈良町一一九	令和 二・ 五・ 一
旧	杉山内科医院		

岐阜県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
医療法人秀麗会	羽島郡岐南町徳田一二丁目二九五	介護予防通所リハビリテーション	森島整形外科デイケアセンター	羽島郡岐南町徳田一二丁目二九五番地	令和 二・ 四・ 一
合同会社 道心会	羽島市桑原町小藪一四二八番地一	居宅介護支援事業	喫茶去ケアマネステーション	羽島市堀津町前谷八五番地	令和 二・ 四・ 一
医療法人社団誠道会	各務原市鷺沼山崎町六八二二	居宅療養管理指導	各務原リハビリテーション病院	各務原市鷺沼山崎町六八二二	令和 二・ 四・ 一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同	同

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指定 辞退年月日  
 いびレディースクリニック 揖斐郡揖斐川町三輪七一九一 令和 二・ 六・ 一

岐阜県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
令和二年七月十日  
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

有限会社おたっしや堂

各務原市蘇原島崎町三一五七一

訪問介護

有限会社おたっしや堂

各務原市蘇原島崎町三一五七一

令和二・四・三〇

同

同

介護予防訪問介護

同

同

同

株式会社アイ・デイージャパン

関市倉知二九二七番地の二〇四

認知症対応型共同生活介護

地域密着型認知症対応型共同生活介護 グループホーム ひなたぼっこ

揖斐郡大野町稲富字大明神前一〇八三

令和二・三・三一

岐阜県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
令和二年七月十日  
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

医療法人秀麗会

羽島郡岐南町徳田一二九五

通所リハビリテーション

新 森島整形外科デイケアセンター  
旧 デイ・ケア サロンモリシマ

羽島郡岐南町徳田一二九五番地

平成二九・一・一

有限会社トーカーファーマーズ

中津川市本町四丁目二番二〇号

居宅療養管理指導

トーカー薬局  
メデイカルソーン瑞浪店

瑞浪市益見町一丁目二六番地

令和二・三・一

同 同 介護予防  
居宅療養  
管理指導 同

有限会社 ヘルサポート  
新 愛知県名古屋市中  
区泉二二六二  
(協和ケミカル内)  
旧 岐阜市千手堂中町  
一〇  
キョーワ薬局

岐阜県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指  
年 月 日 定  
伊 藤 康 博 エスリハ 整骨院 本巣郡北方町天狗堂二丁目一〇 令和  
二・四・四  
グリーンフエアリーB二〇一

岐阜県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残

同 同

北方店 本巣郡北方町加茂野田 令和 二・ 四・ 一  
四七四一

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 変  
年 月 日 更  
曾 我 明 広 曾 我 治 療 院 新 多治見市高田町二丁目五番 令和  
二・二・一  
地の四四  
旧 多治見市上野町三 一五ク  
レストサトウ三C

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。  
令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市萩原町羽根字宮谷二八五二、字森ヶ洞三〇四〇の四、三〇四〇の二一、三〇四〇の二二  
二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三地域福祉課の表四の項中「(一)の下に」及び日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号。以下この項中「省令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第三十条第一項ただし書の規定による日常生活支援住居施設の認定

別表第三地域福祉課の表四の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

10 省令第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し等  
別表第三地域福祉課の表四の項部長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び省令」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年七月十日から施行する。

公 示

○県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 東濃地区 (上原1号池)	縦 覧 場 所 多治見市役所	縦 覧 期 間 令和二・ 八七・一〇から 八七・一二まで
-----------------------------	-------------------	---------------------------------------

令和二年七月十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社